

6 保険金をお支払いできない主な場合

- 次に掲げる事由により生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金をお支払いしません。
- ①住宅事業者(住宅事業者との間で締結された下請負契約の請負人、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの下請負人も含みます。)、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
 - ②住宅取得者の故意または重大な過失
 - ③洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
 - ④近隣の土木工事等の影響による引渡後の地盤の変動、土砂崩れ、土砂の流出・流入
 - ⑤保険対象住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険対象住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
 - ⑥保険対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
 - ⑦住宅事業者がその材料または指図が不相当であることを指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用させた設計・施工方法もしくは住宅取得者から提供された資材等の瑕疵、または住宅事業者以外の者に住宅取得者が行かせた施工の瑕疵等の住宅事業者以外の者の責めに帰すべき事由
 - ⑧保険対象住宅の増築・改修・修補(保険事故による修補を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
 - ⑨正当な理由のない修補の遅延
 - ⑩保険対象住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
- 地震等(地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。)が直接的または間接的な原因となって、保険対象住宅に火災、損壊、埋没、流出等の被害が生じた場合は、この被害に係る損害(※)に対しては、保険金をお支払いしません。
※地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険対象住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。
- 住宅事業者と住宅取得者の間に、修補または損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された契約上の責任に対する損害については保険金をお支払いしません。
- 上記の他にも保険金をお支払いしない場合があります。

7 故意・重過失の場合における取扱い

保険金をお支払いできない事由のうち「住宅事業者またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失」により生じた損害の場合には、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合で、かつ、住宅取得者が宅地建物取引業者以外の場合に限り、保険金支払いの対象となります。

この場合の支払限度額は2,000万円となります。

8 支払限度額および免責金額

(1)支払限度額

1住戸につき、保険期間を通じてお支払いする保険金は、お支払いするすべての保険金を合算して次の額を限度とします。

	《戸建住宅》	《共同住宅》
1住戸あたりの支払限度額	2,000万円*	2,000万円
次の費用については、1住戸あたりの支払限度額の内枠で以下のとおりお支払いします。		
事故調査費用	1住戸につき、瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または50万円のいずれか小さい額を限度に、実額をお支払いします。	1住棟につき、瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または200万円のいずれか小さい額を限度に、実額をお支払いします。
仮住まい費用	1住戸につき、50万円を限度に、実額をお支払いします。	

※オプションプランの場合は、3,000万円、4,000万円、5,000万円のうち選択された金額となります。

(注)ただし、オプションプランの場合であっても、故意・重過失損害についての支払限度額は、2,000万円となります。

(2)免責金額

この保険では、住宅の区分に応じて以下のとおり、1事故あたりの免責金額を設定しています。

●戸建住宅:1住戸あたり10万円

●共同住宅:1住棟あたり10万円

※免責金額は住宅事業者が負担しますが、住宅取得者が直接請求を行う場合には住宅取得者の自己負担となります。